

宅地建物取引士の登録に必要な書類等について

No.	提出書類	概 要
1	登録申請書 (様式第五号)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 表面に必要な事項を記入の上、カラー顔写真(縦3.0cm×横2.4cm)を貼付 ※6か月以内に撮影した、カラー、無帽、正面、上三分身、無背景の写真。 ※ポラロイド写真、光沢紙でないもの、不鮮明なもの、劣化の可能性のあるもの、画像を加工したものは不可。 ※写真の裏面には、申請者の氏名を記入してください。記入の際は、表面にインクがにじまないように、また、凹凸がでないように注意してください。
2	誓約書 (様式第六号)	
3	身分証明書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3ヶ月以内に発行されたもの ※本籍地の市区町村で発行されます。<u>運転免許証等ではありません。</u> ※外国籍の方は、身分証明書の代わりに「本人が誓約した書面」を添付すること。(群馬県HP「宅地建物取引業者・宅地建物取引士に係る申請・届出様式」の『宅地建物取引士登録申請の一覧』から様式をダウンロードできます。)
4	登記されていないことの証明書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3ヶ月以内に発行されたもの ※群馬県内の取扱窓口は前橋地方法務局(027-221-4466)です。 ※証明事項のチェック欄は「成年被後見人、被保佐人とする記録がない。」です。 ※氏名(フリガナ)、生年月日、住所及び本籍を所定の枠内に明瞭に記入してください。 ※契約の締結及びその履行に当たり必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができる能力を有する旨を記載した「医師の診断書」でも可(3ヶ月以内に発行されたもの)。
5	住民票の写し(原本)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申請者本人の分 ・ 3ヶ月以内に発行された、個人番号が記載されていないもの ※外国籍の方は、在留カード番号が記載されているもの。
6	登録資格を証する書面 (該当する①～③のいずれかの書面)	<p style="background-color: yellow; margin-bottom: 10px;">① 宅地建物取引業者での実務経験が申請時から過去10年以内に2年以上ある者</p> <p>次の(1)(2)の両方を添付してください。</p> <p>(1) 実務経験証明書(様式第五号の二)</p> <p>(2) 従業者名簿(様式第八号の二)のコピー</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 実務経験の証明期間と対応するもの ・ 3ヶ月以内に発行されたもの ・ 複数の支店で勤務した場合は、<u>実務経験証明書の証明期間と対応するように、勤務したすべての支店の従業者名簿のコピーについて原本証明</u>してください。 <div style="border: 1px dashed red; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 従業者名簿のコピーの余白に「<u>原本の内容と相違ありません。</u>」、証明日、業者名、代表者名を記載し、代表者印(角印不可)で証明すること。 ・ ただし、従業者名簿の管理担当者及び責任者(管理担当者の属する部署の上司の者等)の氏名及び連絡先電話番号を記載したときは代表者印を省略できます。 </div> <p>※実務経験先である宅地建物取引業者に備え付けている「従業者名簿」に氏名等が載っていること。(他の仕事を兼務している期間や昼間部の学生である期間は認められません。)</p> <p>※実務経験として算入できる業務内容は、免許を受けた宅地建物取引業者と調</p>

		<p>査等具体の取引に関する業務をいいます。宅地建物取引業の取引実績がない場合や主たる業務が宅地建物取引業でない場合は実務経験とは認めません。 ※受付、秘書、総務、人事、経理、財務等の一般管理業務、このほか単に補助的な事務は、実務経験とみなしません。</p> <p>② 申請時から過去10年以内に登録実務講習を修了した者</p> <p>(1) 登録実務講習修了証（原本） ※登録実務講習終了日から10年以内です。修了証の交付日ではありません。 ※コピー不可</p> <p>③ 国、地方公共団体での実務経験が2年以上ある者</p> <p>(1) 実務経験証明書に代わるそれぞれの機関で発行された証明書</p>
7	合格証書のコピー	※合格証書の氏名と現在の氏名が異なる場合は、戸籍個人事項証明書（戸籍抄本（3ヶ月以内に発行されたもの））を添付してください。
8	登録手数料 (①②いずれかの方法による37,000円分)	<p>① キャッシュレス決済（37,000円）</p> <p>住宅政策課宅建業係窓口（県庁22階）において、キャッシュレス決済が可能です。ご利用の方は、窓口までお越しください。</p> <p>＜キャッシュレス決済手段＞</p> <p>(1) クレジットカード Visa、Mastercard、Union Pay（銀聯）</p> <p>(2) 2次元コード（QRコード）決済 PayPay、au PAY、d払い、楽天PAY、J-Coin Pay、Union Pay（銀聯）、Alipay、WeChat Pay、JKOPAY</p> <p>② 群馬県証紙（37,000円分）</p> <p>群馬県証紙は、群馬県庁地下1階の売店で購入できます。（現金でのお買い求めが可能です。）そのほかの場所でお買い求めの場合は、「証紙売りさばき所」〔検索〕で販売場所の御確認をお願いします。 ※事前に購入して持参してください。</p>
9	従業者証明書のコピー	・宅地建物取引業者に勤務し且つ宅建業の業務に従事している場合に添付すること。
10	申請者本人が確認できる書類（郵送申請の場合のみ添付）	<p>・マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等の顔写真付き証明書のカラーコピーを添付すること。</p> <p>※マイナンバーカードは、個人番号（マイナンバー）の箇所をマスキングしてコピーしてください。</p>

◎受付窓口

所 管 課：群馬県県土整備部住宅政策課宅建業係

住 所：〒371-8570 前橋市大手町1-1-1（県庁22階北フロア）

電 話：027-226-3525（直通）

受付時間：午前9:00～11:30／午後1:00～4:30（土、日、祝日を除く）